

○加賀市都市計画法施行条例

平成30年3月23日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、開発行為に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要しない開発行為の区域及び規模)

第2条 政令第19条第1項ただし書の規定により、本市の許可を要しない開発行為の区域及び規模は、次のとおりとする。

区域 加賀都市計画区域

規模 1,500平方メートル

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。